

「万博・アフター万博の地域資源を活用した魅力発信」実施業務  
委託仕様書

1 業務の名称

「万博・アフター万博の地域資源を活用した魅力発信」実施業務

2 業務の目的

万博開催中のみならず万博閉幕後も、阪神北地域の「ひょうごフィールドパビリオン」(以下、「FP」という)を核とした誘客や交流を促進するため、若者・Z世代及びインフルエンサー等と連携し、外からの視点を取り入れながら、FPの魅力を広く効果的・効率的に発信する。

※[阪神北管内のひょうごフィールドパビリオン \(外部サイト\)](#)

3 委託条件

- (1) 本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 契約上限金額は、3,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。
- (3) 対象経費は業務の実施に必要な全ての経費を含むこと。
- (4) 業務の実施に必要な経費については委託料の中から支払うこと。

4 ターゲット

- (1) 下記5(1)～(4)の業務
  - ①阪神北地域にお住まいの方
  - ②阪神北地域エリアに1時間以内で来訪できる方
- (2) 下記5(5)の業務
  - ①外国人観光客

5 委託業務の概要

(1) インフルエンサーとの連携による情報発信

情報発信力のあるインフルエンサーと連携し、幅広い世代に訴求する効果的な情報発信を行う。

(2) 若者・Z世代との連携による情報発信

企画、撮影・編集等の過程で、若者・Z世代(大学生、専門学校生等)と連携し、若者ならではの視点を取り入れつつ、情報発信を行うとともに、若者・Z世代からのFPプログラムの内容に対する提案をとりまとめる。

(3) 阪神北FPに関するPRチラシ作成

阪神北管内全FP(16か所)を巡り、プロカメラマンによる写真撮影を行った上で、PRチラシの作成を行う。

(4) 阪神北FPに関するコンテンツの旅行会社向けタリフ作成

万博開催後を見据えたFPの活動支援を行うため、全FP(16か所)に関するコンテンツの旅行会社向けタリフを作成する。

(5) 外国人観光客を呼びこむためのブラッシュアップ及び効果検証

在日外国人や外国人インフルエンサーなどを対象に、外国人向け体験コンテンツの質を高め、

外国人視点での改善点を可視化するため、全FP（16か所）を巡り、アンケートによる効果検証を行う。

## 6 委託業務の具体的な内容

### (1) 動画・写真発信コンテンツの企画・編集・制作（上記5(1)～(5)業務 共通）

FPのテーマや認定プログラム等の内容を踏まえて、万博開催中及び万博開催後の阪神北地域の現場に足を運びたいくなるような動画・写真コンテンツを企画、編集し制作すること。

- ① 万博開催後も来てもらえるよう、汎用性をもった内容とすること。
- ② コンテンツ制作の素材は、関連FPを取材の上で新たに入手したものを使用すること。
- ③ WEB広告やSNS広告等による効果的なPRについて提案すること。

#### 【仕様】

- 各写真や動画にバリエーションを持たせること。
- 動画は可能な限り音声がなくとも内容が伝わるようにすること。

#### 【留意事項】

- 必要となる調整及び撮影許可等の各種手続きを受託者にて行うこと。
- 制作にあたっては、受託者が所有している動画・写真や借用動画・写真を使用してもよいが、著作権等の手続きは受託者にて行うこと。
- 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないよう、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- 他者が所有する既存の動画・写真を利用する場合の交渉・調整は受託者が行うものとし、取材先への謝金等の必要な経費は本事業に含むこと。

### ■ インフルエンサーと連携した情報発信（上記5(1)業務）

以下の①～⑤の条件を満たしたインフルエンサーを5名以上選定し、選定したインフルエンサー1人あたりのInstagram平均フォロワー数が3.5万人以上になること（令和7年7月1日時点）。

- ① 投稿する動画数は、インフルエンサー5名で、計16本とする（阪神北管内の認定FP数）。
- ② 投稿する動画の総再生回数は、インフルエンサー5名で、計10万回以上になること。
- ③ 投稿する動画の尺は1本あたり90秒程度、アスペクト比は縦型動画(9:16)とする。なお、視聴してもらうためにより効果が高い提案がある場合は、別途、提案すること。
- ④ 発信を行うSNS媒体は、原則、インフルエンサー個人が有しているInstagramアカウントとする。
- ⑤ インフルエンサーの選定については、効果的な情報発信が見込める場合には、隣接する大阪府をターゲットとするインフルエンサーを起用してもよい。

### ■ 若者・Z世代と連携した動画情報発信（上記5(2)業務）

コンテンツ制作（取材同行、若者の視点を取り入れた動画編集等）に関与させて、若者・Z世代による情報発信を行うとともに、若者・Z世代からのFPプログラムの内容に対する提案をとりまとめること。

なお、制作したコンテンツは、県民局公式Instagram等でも発信することを想定しており、

県民局が指定する日の3日前までに納品すること。

#### ■ 阪神北 FP に関する PR チラシ作成（上記5(3)業務）

プロカメラマン同行で管内の全 FP（16 か所）を巡って取材し、万博閉幕後も使用できる PR チラシを作成すること。

- ① PR チラシは A4 × 4 ページ分で掲載内容を作成すること。
- ② PR チラシは電子データの納品に加え、紙で 1,000 部納品すること。
- ③ 納品後も職員が加工できるよう、納品データは PDF 及びパワーポイントとする。
- ④ 業務着手前にプロカメラマンの実績を提出すること。
- ⑤ 写真データは、PR チラシだけではなく、万博後の誘客 PR に向けた使用も想定しており、各 FP につき 3 カット納品すること（1 カットにつき縦、横を納品することとし、計 6 カット）。
- ⑥ 写真の解像度は、紙面等での使用も想定し、350dpi 以上で納品をすること。

#### ■ 阪神北 FP に関するコンテンツの旅行会社向けタリフ作成（上記5(4)業務）

県指定の様式\*を用いて、全 FP（16 か所）へヒアリングを実施して、コンテンツの旅行会社向けタリフの作成を行い、その結果を取りまとめること。

※県指定様式は別添を参照

#### ■ 外国人観光客を呼びこむためのブラッシュアップ及び効果検証（上記5(5)業務）

在日外国人や外国人インフルエンサーなどを選定し、管内の全 FP（16 か所）を巡って体験してもらい、アンケートによる検証を実施した上で、FP プレーヤーにその結果をフィードバックすること。

- ① 在日外国人や外国人インフルエンサーの選定方法・人数等の提案を行うこと。なお、効果的な情報発信が見込める場合には、県内に在住する者に限らない。
- ② アンケートの記載内容については、県と協議の上で決定し、多言語（英語・中国語（繁体字）・韓国語）対応ができるようにすること。また、FP プレーヤーへのフィードバックにあたっては、日本語でとりまとめを作成すること。

#### (2) 効果検証業務（上記5(1)～(2)、(5)業務 共通）

事業の実施結果として、効果測定を行い（動画視聴数、Instagram インフルエンサー投稿エンゲージメント率等）、その結果を取りまとめ、県に報告すること。

#### (3) 運営業務（上記5(1)～(5)業務 共通）

- ① 取材スタッフ手配・管理・同行
- ② 県が設置するプロジェクトチームへの出席（回数は別途協議）
- ③ FP プレーヤーとの調整、交渉等
- ④ インフルエンサー、若者・Z 世代及び在日外国人・外国人インフルエンサーの手配全般（スケジュール調整・活動支援及び進捗管理・謝金の支払い等）
- ⑤ 取材の交通手段の確保・調整
- ⑥ 傷害保険等の必要な保険への加入

#### (4) 業務報告書作成（上記5(1)～(5)業務 共通）

### 7 著作権

- (1) 受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び動画・写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、兵庫県に帰属し、本業務終了後においても兵庫県が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

### 8 事業実施上の留意点

- (1) 本プロポーザルでは、受託者の選定を行い、業務内容は改めて県と受託者で協議し、契約締結時の仕様書に反映する。この際、事業の目的を達成するため、県の指示により仕様の追加や変更を行うことがある。
- (2) 上記5(1)～(5)以外で、事業者として独自に提案する事項があれば提案すること。
- (3) 受託者は、事業の履行にあたり県の指示に従うとともに、県と密に連絡・調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令・規定・基準・指針等については、これを遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、本事業の実施にあたり、写真・動画を県民局HP、SNS、広報誌等で使用する予定があるため、予め関係者から承諾を得なければならない。
- (5) 受託者は、データの漏洩・滅失等の予防に十分留意し、事業の信頼性の確保に努めなければならない。
- (6) 受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (7) 受託者は、事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (8) 再委託
  - (ア) 受託者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
  - (イ) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下、「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下、「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
  - (ウ) 県が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受託者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
  - (エ) 受託者は、業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、県に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、県の書面によ

る承認を受けなければならない。なお、第4次委託等以降も同様とする。

(ハ) 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受託者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、県の承認を受けなければならない。

(カ) 受託者は、業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、県に対しすべての責任を負うものとする。

## 9 その他要件等

(1) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、県と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、県の承認を得るものとする。

(3) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。

(4) 受託者は、本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。

(5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、決定するものとする。